

静岡県告示第630号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年8月25日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

原 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
伊豆市		修善寺	谷戸洞	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から21号までを順次結んだ線及び標柱1号と21号を結んだ線に囲まれた区域
				513-1 1号
			子之神山	3544 2号
			〃	3543-1 3号
			原	494-1 4号
			子之神山	3538 5号
			原	486-1 6号
			子之神山	3537 7号
			〃	3536 8号
			〃	3535 9号
			〃	3535 10号
			〃	3535 11号
			〃	3534 12号
			原	450-1 13号
			〃	461-1 14号
			〃	460-1 15号
			〃	481 16号
			〃	489-1 17号
			〃	488-2 18号
			〃	497-1 19号
			〃	503-1 20号
〃	谷戸洞 514-1 21号			